七尾市議会議員選挙

投票日10月23日(日)

告示日 10月16日(日)

投票できる人

●年　齢
昭和60年10月24日以前に生まれた人

●住　所
平成17年7月15日以前から引き続き市内に住所および住民登録がある方

◎市内転居された方
10月8日（土）以降に転居された方は、転居前の投票所で投票してください。

◎転出された方
市議会議員選挙では、市外へ転出された方は投票することができません。
入場券が届いた方でも、10月22日（土）までに市外へ転出された方は投票できません。
不在者投票を済ませていても、投票は無効となります。ただし、期日前投票を済ませた後で転出された場合、投票は有効となります。

期日前投票 不在者投票 はお早めに！

市役所本庁、各支所の期日前投票所・不在者投票所での投票

◎期　間　10月17日（月）～10月22日（土）

開所時間　午前8時30分～午後8時

◎対　象
出張（滞在地で投票する方法もあります。）、用務、旅行などで投票日に投票にいけない方

◎投票場所
（注）今回の選挙は、選挙区ごとに行なわれるため住所地によって投票場所が異なります。

住所地	投票場所
七尾選挙区（旧七尾市の区域）	↓ 本　庁
田鶴浜選挙区（旧田鶴浜町の区域）	↓ 田鶴浜支所
中島選挙区（旧中島町の区域）	↓ 中島支所
能登島選挙区（旧能登島町の区域）	↓ 能登島支所

※選挙区以外の期日前投票所では投票できません。

入院・入所先での不在者投票

◎対　象
県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所されている方はお早めに病院長、施設長へ申し出てください。

郵便による不在者投票

（投票用紙の請求期限は10月19日（水））

次表に該当される方は、郵便による不在者投票ができます。ただし、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」をお持ちの方で投票を希望される方は、市選挙管理委員会まで投票用紙の請求書を請求してください。（電話での請求も受け付けます。）

郵便などによる不在者投票対象者

交付手帳など	区　分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹	1級または2級
	移動機能の障害	
	心臓、じん臓、呼吸器	1級または3級
	ぼうこう、直腸、小腸の障害	
	免疫機能の障害	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※ただし、候補者の氏名などを自分で書くことができる方に限ります。

開　票　10月23日（日）

七尾選挙区　七尾城山体育館　午後9時10分～
田鶴浜選挙区　七尾市役所田鶴浜支所　午後8時10分～
中島選挙区　七尾市中島農村環境改善センター　午後8時10分～
能登島選挙区　七尾市能登島総合センター　午後8時10分～